

## 総務文教常任委員会

平成24年2月14日(火)

### ◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(国本一夫) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

出席委員数は8名であります。

本日の所管事務調査は、その他市政一般に関することのうち、市民参加条例についての1件であります。

それでは、市民参加条例についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○企画財政部長(鎌田 衛) 前段、私のほうからごあいさつを申し上げまして、後に課長のほうから詳細を説明させていただきます。

ご案内のとおり、市民参加条例施行されて足かけ5年目を迎えようとしてございます。条例制定の折にも議会も含めて相当な議論がございましたが、実際に施行後も市民参加推進会議の委員の皆様からさまざまな提言をいただいているところでございます。毎年その内容については報告をさせていただいておりますが、まだ5年目ということで、成熟したものにはなっていないというふうに認識しております。少しずつ本当の意味で市民の声が行政に反映される、そんな制度になるように努めているところでございます。

本日はよろしく願いいたします。

○企画課長(石澤高幸) それでは、続きまして、私のほうから市民参加条例について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

きょう、まず配付しております資料でございますけれども、伊達市市民参加(条例)についてというのが1つ、それからあと伊達市市民参加条例につきまして、平成19年4月、企画財政部企画課というものについて説明文のついたものが1つでございます。

それでは、説明させていただきます。伊達市市民参加条例につきましては、平成19年4月の施行以来、約5年が経過いたしました。もともとは合併協議会におきまして、市民参加条例検討委員会を発足したことから始まるものでございますけれども、この検討委員会につきましては、市民と行政が協働してまちづくりを進めるため、仕組みを定める条例を検討するというを目的に設置したものでございまして、合併協議会任期終了後につきましても引き続き検討委員会を継続し、大綱をまとめ、市長への提言を受け、庁内策定委員会を経て、本会議へ上程、そして施行されたものでございます。

ここの前文のほうにも書いてございますように、この条例の位置づけといたしましては、市政の主演は市民であること、行政活動への市民参加が不可欠であること、市政発展には市民と行政の相互の信頼関係の構築、協働によるまちづくりを進めていくことが重要であると述べております。

条文の詳細につきましては、先ほど配付しておりますと言いました市民参加条例のほうをごらん

いただきたいと存じますけれども、ここの説明では主に条例第8条に規定されております市民参加の方法とその参加状況についてご説明申し上げたいと思います。条例の7ページのほうをお開きいただきたいと思っておりますけれども、ここに書いてございます第2節の市民参加の方法でございます。

(1) から (4) までの4つの方法について述べております。まず、1つ目の(1)でございますけれども、これにつきましてはパブリックコメントによる市民意見の公募でございます。市の基本構想や各種計画の策定などに対しまして、幅広く市民の意見を募集し、反映させていこうというものでございます。

2つ目は、審議会による方法でございます。これにつきましては、審議会の委員を委嘱または任命するに当たっては、基本的に委員について公募をするというものでございます。これはまちづくり人材バンクの活用を図りながら、できるだけ多くの市民に参加の機会を与えようというものでございます。

3つ目につきましては、説明会による市民の意見を求める方法でございます。これは全市的な計画であります総合計画、それからあと学校の適正配置などという重要な市民にかかわる生活にかかわるものなどについて実施しているものでございます。

4つ目は、その他の方法となっておりますけれども、これは公聴会やシンポジウム、それから計画などを策定する際に実施しておりますアンケートなどのことを指してございます。

これらの市民参加の実施状況につきまして、この条例のほうではなくて、もう一つの先ほど言いました資料のほうに実施状況として平成19年度から22年度の実績を掲載してございます。

さらに、同じ資料の3枚目以降につきましては、この制度の運用状況や市民の参加状況を検証し、評価するために設置された第三者機関でございます伊達市市民参加推進会議による各年度の意見書を添付してございます。この実施状況及び意見書などを見ていただきますと、おわかりかと思っておりますけれども、パブリックコメントに関しましては、寄せられた意見がなかなか少ないという現状がございます。平成19年度につきましては、9件の案件に対して2件、6通の意見、平成20年度につきましては12件の案件に対して6件、平成21年度は10件の案件に対して3件と、それから平成22年度に関しては5件の案件に対して3件というような形の市民意見の公募という実態がございます。やっぱり分析としましては、意見書のほうにも書いてございますけれども、なかなか市民の方において関心の高い総合計画ですとか、まなびの里の整備などにつきましては、非常に寄せられた意見も件数も多いのでございますけれども、都市計画ですとか専門的な計画などについては、なかなか意見が出しづらいという状況になっているのが今の現状かなというふうに思っております。

それで、多いから活発である、少ないから低調であるという議論に単純にはいかないのかもしれないのですが、やはり市民の皆様にとっては、意見を寄せやすい環境整備、それからあと公表の仕方を工夫するということによって、もっともっと市民の皆様方の意見が出てくるのではないかとこのことこちらの反省点としてもございます。それで、これらの意見を参考にいたしまして、市としてもこれまでにいろいろ取り組みをやってきてございます。

その幾つか例を申し上げますと、伊達市のほうの取り組みといたしましては、例えば市民周知関係ということでいきますと、以前最初のころは計画案件に関しましてはホームページなどに掲載す

る際に、例えば何十ページにも及ぶ計画などにつきましては、そのまま載せておりました。ところが、やはり市民の皆様がその資料を見た段階で、例えばダウンロードするのにすごく時間がかかるとか、プリントアウトしたら、もうプリンターがいつまでもとまらないとか、そういうこともありまして、それで概要版の作成というものを平成19年度から実施しております。まず、そこで概要について見ていただき、詳細については、またそちらの細かい資料のほうで見ていただくというようなことの工夫をしてみいました。

それから、まちづくり人材バンクの趣旨の明確化ということで、これは平成20年度に実施してございます。もともと平成16年の6月にこのまちづくり人材登用というものを実施したのですが、どうしても各種ボランティアの登録制度と混同されると、そういうものがありまして、なかなか人材バンクの登録がされないということがございました。それで、一部改正いたしまして、審議会委員の登用を目的とする趣旨を明確化してやったものでございます。

それから、市のホームページのほうに計画なんかの案件も載せていなかったものですから、平成22年度からトップページのほうに市民参加というバナーを設置いたしまして、そこをクリックしていただくと、今どんなことをやっているのだと、どういう意見の募集をしているのだということがわかるようにということをしております。

それから、あと「広報だて」の表紙のほうにも市民参加のお知らせというものを掲載するようにいたしまして、今月はこういうものの意見を募集しておりますということを載せてございます。

それから、あと庁舎の1階のほうでございませうけれども、こちらのほうに正面入ったところにパブリックコメントコーナーと、あと意見の投函箱というものを設置いたしまして、市民の皆様が来庁したときに今こういう意見の募集をしているということがわかりやすいようにということもしております。

それから、それぞれの地域の方々が意見を寄せやすいようにということで、カルチャーセンター、各地区のコミセン、それから第2庁舎、大滝支所につきましてもパブリックコメントコーナーを設置してございます。

それから、あとは最近始めたものとしましては、意見の反映の明示ということで、今までは意見が寄せられたものに対して回答を出すときに、単純にこれについてこうこうこういう考えですとかということ載せたのですが、その寄せられたご意見に関して、それを反映したのか、それとも既にそれは例えばこの計画に登載されているものなのか、それとも其他のご意見として伺ったというようなことをまず頭のところに載せまして、それで寄せられた意見がどういうふうに反映されたかということを示してございます。

それから、あとせっかく意見をお寄せいただいたのですが、住所、氏名が書いていないがために無効になってしまうと、公表できないという事例もございましたので、これらにつきましてもお知らせの際に氏名、住所については、必ず記載してくださいと、そうしないと無効になりますということの文言を入れるようにしてございます。

それから、あとせっかく無効意見があった場合にもったいないということで、実は住所、氏名について記載がなかったために無効なご意見が何件かございましたというようなことも周知するとい

うようなこともやっております。

それから、あと事務処理関係といたしましては、市民参加のフローチャートの作成というものを実は内部で行っております。これにつきましては、市の職員の庁舎内部のお話なのですけれども、やはりなかなかどういうものが市民参加の対象になるのかと、それからどういう手続をして、どれだけの時間がかかるのかということを引きちとフローチャートで明確化することによりまして、行政に携わる自分たちのほうの職員の意識ももう少しきちと持っていただくということで、内部の資料として作成しております。

それから、職員対象にしまして、これは去年の10月になりますけれども、この市民参加条例に關しましての研修会というものを実施して、もう一度職員に対する周知の徹底を図るということにしております。

それから、これは審議会なんかがございます、そこで例えば素案なんかができます。今まではそれに対してこういう素案ができましたので、市民の意見を求めます、公募いたしますということをやっていたのが多かったのですけれども、どうしても市民の側にしてみると、ある程度素案ができたものに対して意見を寄せて、それが修正かかるのかどうかという、ちょっとなかなかそういうところのもので意見が出ないのではないかとということもございます。それから、推進会議のほうからで、そういうものに対して意見が出されたものに対しての、例えば市のコメントがあれば、それに対して、また質問もできるのではないかとことのご意見もございましたので、審議会の答申前のパブコメの実施案件数、これできるものとできないものがございますけれども、できるものに関しましてはできるだけそういう形で答申前なんかパブコメを実施すると、でき得れば、それに対して寄せられたご意見に關しましても募集期間中であっても回答するというようなことをしております。

それと、この条例の中でも幾つか市民参加のしなくてもいいというのが例示されてございますけれども、悩ましいものも現実的にはございます。そういうときにはちゃんと事前協議をしてくださいということで、各課からこれに關して市民参加をするかしないかというものに対しての検討協議書というものを下させていただいて、そしてそれを条例に照らし合わせまして企画課のほうで協議して、これについては市民意見の公募をしてくださいとか、これについてはこの条例のこれに該当するので、これはしなくてもよろしいですとかということの事前協議の徹底を行っております。

それと、あと最近市議会議員の皆様のご自宅もしくは机上配付をさせていただいておりますけれども、今こういうパブリックコメント、市民参加のことをやっていますというものにつきましては、議員の皆様のお手元のほうに配付させていただいているというふうにしております。今言いましたような、いろいろと私どもとしても工夫を重ね、やっておりますけれども、なかなか市民参加につきましては、まだ調整するまでにはちょっと時間がかかるのかなと思いますし、市民の方々もなかなか浸透していくためにはさまざまな工夫がまだ必要なのだろうなというふうに考えてございます。我々行政の取り組みのみならず、市民の皆様への行政活動に対する意識をどう高めていくかと、そのための調査研究などを含めて、これからもいろいろ推進していきたいというふうに考えてございますので、またご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上で説明終わらせていただきます。

○委員長（国本一夫） ただいまの説明がありましたこの件について質疑を願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 1時46分）